



身体障害者等に対する自動車取得税 ・ 自動車税の減免申請について

宮城県では身体あるいは精神に障害がある方で、一定の要件に該当する場合に、自動車取得税・自動車税を減免しています。

該当される方は申請期限までに県税窓口で手続きを行ってください。
なお、詳しくは、お近くの県税窓口へお問い合わせください。

I 減免の対象となる方の範囲

減免の対象となる方は、次表の手帳の交付を受けている方で、「手帳及び障害の区分欄」に応じ、それぞれの「障害の級別欄」に該当する障害のある方です。

手帳及び障害の区分		障害の級別												
		本人運転						生計同一者（家族）または常時介護者が運転						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
身体障害者手帳	視覚障害	○	○	○	○			○	○	○	○			
	聴覚障害		○	○					○	○				
	平衡機能障害			○						○				
	音声・言語機能障害			○						○				
	上肢不自由	○	○					○	○					
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	体幹不自由	○	○	○		○		○	○	○				
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	1○					○	1○				
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	2○			
	心臓機能障害	○		○				○		○				
	じん臓機能障害	○		○				○		○				
	呼吸器機能障害	○		○				○		○				
	ぼうこう又は直腸機能障害	○		○				○		○				
	小腸機能障害	○		○				○		○				
	免疫機能障害	○	○	○				○	○	○				
肝機能障害	○	○	○				○	○	○					
療育手帳	判定が「A」													
精神障害者保健福祉手帳	障害の等級が「1級」													
戦傷病者手帳	4 ページの県税窓口にお問い合わせください。													

(注)

1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

2 一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

※二つ以上の障害が重複する場合には、身体障害者手帳に記載された総合の級により判断します。詳しくは、4 ページの県税窓口にお問い合わせください。

※上記に記載が無い場合は、対象となりません。

II 減免の対象となる自動車

- 1 身体障害者等(身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者をいう)が所有^{もつぱ}*(取得)し、専ら身体障害者等本人が運転する自動車(本人運転)
- 2 身体障害者等が所有^{もつぱ}*(取得)し、専ら身体障害者等の通学(通所)、通院又は生業のために、身体障害者等と生計を一にする家族の方が運転する自動車(家族運転)
 なお、身体障害者が18歳未満、知的障害者、精神障害者の場合は、生計を一にする家族が所有^{もつぱ}*(取得)する自動車でも減免が受けられます。
- 3 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有^{もつぱ}*(取得)し、専ら身体障害者等の通学(通所)、通院又は生業のために身体障害者等を常時介護する方が運転する自動車(常時介護者運転)
- 4 減免を受けることができる自動車は、軽自動車税の対象となる自動車(軽自動車)を含め身体障害者等一人につき自家用の自動車一台に限られます。

※ 割賦販売等により所有権が留保されている場合は、使用者を所有者とみなします。

III 減免の申請に必要な書類

減免を受けようとする方は、「自動車取得税・自動車税減免申請書」に次の書類等を持参の上、申請してください。家族運転の場合、運転者が障害者等と同居している場合と非同居の場合では、必要書類が異なります。

申請に必要な書類等	本人運転の場合	家族運転の場合(同居)	家族運転の場合(非同居)	常時介護者運転の場合
① 手帳(下記)のいずれか(原本) ・身体障害者手帳 ・戦傷病者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	○	○	○	○
② 運転する方の運転免許証(原本) (申請当日に、やむを得ない事情で運転免許証の提示ができない場合は、申請日の10日前から事前の運転免許証確認を受けることができます)	○	○	○	○
③ 自動車検査証(原本)	○	○	○	○
④ 自動車取得税・自動車税申告書(控え) (自動車取得税の減免時に限る)	○	○	○	○
⑤ 印鑑(認め印で結構です)	○	○	○	○
⑥ 「生計を一にしている」証明書 (減免を受けようとする年度に発行されたもの。 3ページの証明書申請先をご覧ください)		○		
⑦ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)または住民票謄本 (原本・3か月程度以内に交付され、障害者等と運転者の続柄が分かるもの)			○	
⑧ 生計を一にすることを証する書類(健康保険証、源泉徴収票、確定申告書の控え等) (障害者等と運転者について扶養関係の記載のあるもの)			○	
⑨ 申立書(県税窓口にて備え付けてあります)			○	
⑩ 「常時介護している」証明書 (減免を受けようとする年度に発行されたもの。 3ページの証明書申請先をご覧ください)				○

※4月1日に所有する自動車ですべて初めて減免を受ける場合に、減免申請書に納税義務者の個人番号(マイナンバー)の記入が必要ですが、個人番号を記入した申請書等を提出する際には次の確認書類が必要になります。

- ・納税義務者本人が申請する場合は、通知カードなど個人番号を確認できるものと、運転免許証など身元を確認できるもの。
- ・代理人(委任状のある方)が申請する場合は、納税義務者の通知カードの写しなど個人番号を確認できるものと、代理人の身元を確認できるもの。なお、他人の個人番号を取り扱うことができるのは、代理人(委任状のある方)に限られます。

○「生計を一にしている」又は「常時介護している」証明書申請先

手帳の種類に従い、それぞれの窓口申請の上、交付を受けてください。

手帳の種類	申請先
身体障害者手帳	市においては各市区の福祉事務所長
療育手帳	町村においては福祉事務所があれば福祉事務所長なければ町村長
戦傷病者手帳	県保健福祉部社会福祉課長
精神障害者保健福祉手帳	仙台市は各区保健所長 他は管轄する県の保健所長

IV 減免の申請期限等

1 新たに取得する自動車の自動車取得税・自動車税

申請窓口：仙台中央県税事務所扇町出張所

(登録時以外で申請する場合は、各県税窓口でも受付可能です)

区分	① 新たに取得する自動車	② 既に減免を受けている自動車 (軽自動車を含む)の有無	③ ①に係る自動車取得税・自動車税の減免(注1)			
			自動車取得税	自動車税 (軽自動車税)	申請日	
1	新規登録による自動車の取得 (新車、中古新規)	無 (初めて減免を受ける場合)	減免	減免	運輸支局へ登録した日から30日以内	
		有	抹消登録済(注2)	減免(注3)	減免(注5)	運輸支局へ登録した日から30日以内
		名義変更(移転登録等)済(注2)	減免(注3)	翌年度から減免	運輸支局へ登録した日から30日以内	
		そのまま	減免の適用なし(注4)	減免の適用なし		
2	名義変更(移転登録等)による自動車の取得 (上記1以外のもの)	無 (初めて減免を受ける場合)	減免	翌年度から減免	運輸支局へ登録した日から30日以内	
		有	抹消登録済(注2)	減免(注3)	翌年度から減免	運輸支局へ登録した日から30日以内
		名義変更(移転登録等)済(注2)	減免(注3)	翌年度から減免	運輸支局へ登録した日から30日以内	
		そのまま	減免の適用なし(注4)	減免の適用なし		
3	軽自動車の取得(注6)	無 (初めて減免を受ける場合)	減免	翌年度から減免	軽自動車協会へ登録した日から30日以内(注6)	
		有	抹消登録済(注2)	減免(注3)	翌年度から減免	軽自動車協会へ登録した日から30日以内(注6)
		名義変更(移転登録等)済(注2)	減免(注3)	翌年度から減免	軽自動車協会へ登録した日から30日以内(注6)	
		そのまま	減免の適用なし(注4)	減免の適用なし		

注1) 新たに自動車を取得したときに自動車取得税・自動車税が課税されないときは減免申請の受付はできません。その場合は翌年度の自動車税について、下記2の①により減免申請の手続きをしてください。

注2) 既に減免を受けている自動車がある場合は、その自動車を抹消登録又は名義変更したことが確認できる書類(登録識別情報等通知書の写しや移転登録した車検証の写しなど)が必要となります。

注3) 現在、自動車税の減免を受けている自動車以外であっても、他に既に自動車取得税の身体障害者等減免を受けた自動車を引き続き所有している場合は、新たに取得する自動車の自動車取得税は減免となりません。

注4) 現在、所有しているすべての自動車に自動車取得税の身体障害者等減免を受けていない場合は、新たに取得する自動車の自動車取得税のみ減免することができます。

注5) 既に減免を受けている自動車が軽自動車の場合は、自動車税の減免は翌年度からとなります。

注6) 軽自動車を取得し、自動車取得税の減免を受けようとする場合は、軽自動車協会へ登録した日から30日以内に、県税事務所へ減免申請の手続きが必要となります。なお、軽自動車税の減免手続等は管轄の市町村へお問い合わせください。

2 4月1日(午前0時現在)に所有している自動車(軽自動車を除く)の自動車税

① 所有する自動車で、初めて自動車税の減免を受ける場合

申請期間：毎年度4月1日から納期限まで(納税通知書に記載の納期限欄をご確認ください。)

申請窓口：お近くの県税窓口(4ページのVII 県税窓口一覧をご覧ください。)

注) 年度の途中に減免の対象に該当することとなった場合や申請期間を過ぎている場合は、申請日の翌月から月割で減免となります。(ただし、3月は受付できません。)

② 前年度に引き続き同じ自動車で、自動車の減免を受ける場合

毎年度4月下旬に申請書類をお送りします。申請事項に変更があるかどうかをお尋ねするものですが、変更の有無にかかわらず同封の返信用はがきに必要事項を記入・押印のうえ回答期限までに管轄事務所へ回答してください。(平成31年度の回答期限は、**5月31日**までとなります。)

ただし、変更事項がある場合には、改めて申請手続きが必要となることがあります。

注) 回答期限までに回答がない場合は、改めて申請していただいた上、申請日の翌月から月割で減免となりますのでご注意ください。

③ 前年度と違う自動車で、自動車税の減免を受ける場合

前年度中に新たに取得し、減免申請をしていない自動車で減免を受ける場合又は、減免を受けていない自動車に変更する場合は、改めて減免申請の手続きが必要となります。申請期間及び申請窓口は、上記2の①に同じです。

V 減免額の上限について

1 自動車取得税

課税標準額 250万円 × 自動車取得税の税率※です。

自家用の普通自動車(税率3%)の減免上限額は、75,000円

自家用の軽自動車(税率2%)の減免上限額は、50,000円 となります。

※エコカー減税対象自動車については軽減税率が適用される場合があり、減免額の上限が異なります。

2 自動車税

45,000円※が上限額です。

※グリーン化税制の適用を受ける自動車については、減免額の上限が異なります。

・概ね10%重課の場合:49,500円 ・概ね15%重課の場合:51,700円

・概ね50%軽減の場合:22,500円 ・概ね75%軽減の場合:11,500円

○年度途中に新規登録により取得した場合

年度の途中に新規登録(新車、中古新規)により自動車を取得した場合、登録のあった翌月から3月までの月割で課税され、減免額の上限も月割となります。

※上限額を超える場合には、上限額との差額分を納付していただきます。

VI 自動車税の月割減免

いつでも減免申請を受付し、申請の翌月以後の月数に応じ、月割相当額を減免します。(ただし、3月は受付できません。)月割減免の対象となるのは、自動車税について納税義務がある場合に限られます。

年度途中に名義変更により、自動車を取得した場合には対象となりませんのでご注意ください。

VII 県税窓口一覧

事務所名	所在地	電話番号
大河原県税事務所	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 県合同庁舎 1階	(0224) 53-3113
仙台南県税事務所	〒982-0011 仙台市太白区長町 7-22-20	(022) 248-2961
仙台中央県税事務所	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 自治会館内 1階	(022) 715-0623
〃 扇町出張所	〒983-0034 仙台市宮城野区扇町 3-3-10 交通会館内 1階	(022) 232-5702
仙台北県税事務所	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 県合同庁舎 3階	(022) 275-9116
塩釜県税事務所	〒985-0024 塩竈市錦町 5-28	(022) 365-4191
北部県税事務所	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 県合同庁舎 3階	(0229) 91-0705
〃 栗原地域事務所	〒987-2251 栗原市築館藤木 5-1 県合同庁舎 2階	(0228) 22-2123
東部県税事務所	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 県合同庁舎 3階	(0225) 95-1413
〃 登米地域事務所	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 県合同庁舎 2階	(0220) 22-6113
気仙沼県税事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 県合同庁舎 1階	(0226) 24-2531

※軽自動車税の減免制度については、市町村の税務担当課へお問い合わせください。

※詳しくは宮城県ホームページをご覧ください。